

議第76号
令和3年10月28日提出

熊本市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部
改正について

熊本市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を次
のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

熊本市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を
改正する規則

熊本市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成24年
教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表労務厚生課長の項第2号中「及び」の次に「市立学校（市立高等
学校を除く。）の」を加える。

附 則

この規則は、令和3年11月1日から施行する。

（提出理由）

市立高等学校の事務室における事務処理の軽減のため、熊本市教育委員会
教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第8号の
規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成24年教育委員会規則第4号）新旧対照表

改正後（案）		現行	
○熊本市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則〔教育政策課〕 （事務の内容） 第2条 教育委員会は、次の表の左欄に掲げる市長の補助機関たる職員に同表右欄に掲げる事務を補助執行させる。ただし、当該事務のうち、教育長及び教育次長の執行する事務であったものについてはその上司である局長又は区長に、熊本市教育委員会事務局事務専決規程（平成28年教育長訓令第2号）において次の各号に掲げる者の専決であったものについてはその上司である当該各号に定める者に補助執行させる。 （1）～（2） （略）		○熊本市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則〔教育政策課〕 （事務の内容） 第2条 教育委員会は、次の表の左欄に掲げる市長の補助機関たる職員に同表右欄に掲げる事務を補助執行させる。ただし、当該事務のうち、教育長及び教育次長の執行する事務であったものについてはその上司である局長又は区長に、熊本市教育委員会事務局事務専決規程（平成28年教育長訓令第2号）において次の各号に掲げる者の専決であったものについてはその上司である当該各号に定める者に補助執行させる。 （1）～（2） （略）	
労務厚生課長	（1） （略） （2） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項の会計年度任用職員（外国語指導助手及び市立学校（市立高等学校を除く。）の非常勤講師を除く。）の通勤手当又は通勤に係る費用弁償の認定に関すること。	労務厚生課長	（1） （略） （2） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項の会計年度任用職員（外国語指導助手及び非常勤講師を除く。）の通勤手当又は通勤に係る費用弁償の認定に関すること。

附 則

この規則は、令和3年11月1日から施行する。

熊本市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の改正について

1 経緯

1) 現状

教職員課及び各学校で任用している高等学校に在籍している非常勤講師（会計年度任用職員）の給与支払いは、教職員課や各学校で総合財務会計システムで起票し支払いを行っている。

2) 会計年度任用職員システム移行時の対応

小中学校の非常勤講師は、1人の講師が複数の学校を掛け持ちして授業を行う場合があること、県から移管されてきたため高校と単価が異なる等の理由により会計年度任用職員システムへの移行ができなかった。

そのため、高校は複数校の掛け持ちはないものの、小中学校と同様に教職員情報システムでの対応となっていた。

3) 今後の対応

改めて労務厚生課と高等学校が協議を行ったところ、会計年度任用職員システムでの対応が可能との回答であったため、毎月の給与支払いや年末調整、年当初の支払調書作成等の事務作業を簡素化することや、事務処理ミスを防ぐため、会計年度任用職員システムを利用した事務処理に変更する。